

短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています
介護保険指定番号 2275500458

当施設は、ご契約者様に対して短期入所生活介護サービス、介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービス内容、契約上でご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

◆ ◇ ◆ 目 次 ◆ ◇ ◆

1. 施設の運営方針		1
2. 施設経営法人		1
3. 施設の概要		1
4. 居室の概要		1 ～ 2
5. 職員の配置状況		2 ～ 3
6. サービスの内容		3
7. 利用料金		4 ～ 6
8. サービス利用の留意事項		6
9. 非常災害対策		7
10. 緊急時対応		7
11. 事故発生時の対応		7
12. 守秘義務に関する対策		7
13. 身体拘束の禁止		7
14. 虐待防止について		8
15. 苦情相談窓口		8
16. 協力医療機関等		9
17. 損害賠償について		9
18. 第三者評価実施状況		9

社会福祉法人 恒 仁 会

あかいしの郷 短期入所生活介護事業所

1. 施設の運営方針

- (1) 要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、介護サービスを提供します。
- (2) ご契約者様の人格を尊重し、常にご契約者様の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- (3) 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスを提供する者との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 恒仁会（こうじんかい）
代表者	理事長 伊藤 恒道（いとう つねみち）
所在地	静岡県葵区瀬名4701番9
電話番号	054 - 264 - 0222
FAX番号	054 - 265 - 2332
設立年月日	平成9年8月25日

3. 施設の概要

種類	短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護事業
施設名	あかいしの郷 短期入所生活介護事業所
管理者	施設長 澤本 英季（さわもと ひでき）
所在地	榛原郡川根本町徳山1620番地の1
電話番号	0547 - 57 - 1234
FAX番号	0547 - 57 - 1200
開設年月日	平成13年8月1日
入所定員	20名
介護保険指定番号	2275500458
第三者評価の実施の有無	第三者評価の実施無し

4. 居室の概要

当施設では以下のとおり居室、設備を用意しています。

居室・設備の種類	室数	備 考
個室(1人部屋)	8室	居室には、ベッド・枕元灯・タンス・洗面所等を備えています。
2人部屋	8室	居室には、ベッド・枕元灯・タンス・洗面所等を備えています。
3人部屋	2室	居室には、ベッド・枕元灯・タンス・洗面所等を備えています。
4人部屋	10室	居室には、ベッド・枕元灯・タンス・洗面所等を備えています。
食 堂	5室	テーブル・イス等を備え、ご契約者様が使用しやすいよう十分な広さを確保してあります。
機能訓練室	1室	ご契約者様が使用しやすいよう十分な広さを確保し、目的に応じた器具等を備えています。
浴 室	2室	ご契約者様のレベルに合わせ入浴していただけるよう、一般浴槽と特殊浴槽を備えています。

居室・設備の種類	室 数	備 考
医 務 室	1室	ご契約者様の診療、治療のために医療法に規程する診療所を設け医薬品及び医療器具を備えます。
静養室(ベッド2床)	1室	看護師室に隣接して設けています。

※ 併設の特別養護老人ホーム あかいしの郷(定員50名)を含めた居室、設備の設置となっております。

5. 職員の配置状況

当施設では、以下の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

(令和7年4月1日現在)

職 種	配置人数(常勤換算)	備 考
管理者(施設長)	1名	
介護職員	24名以上	
生活相談員	1名以上	
看護職員	3名以上	
機能訓練指導員	1名以上	看護職員兼務
医師(嘱託)	2名	配置人数で表記
栄養士	1名以上	

※ 併設の特別養護老人ホーム あかいしの郷(定員50名)を含めた職員の配置となっております。

※ 常勤換算とは、職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数(40時間)で除した数です。(例)週20時間勤務の介護職員が4名いる場合、常勤換算では2名(20時間×4名÷40時間=2名)となります。

〈主な職員の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
管理者(施設長)	日勤 8:30 ~ 17:30
介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番5名以上(非常勤含む) 1F早番(常勤・非常勤) 7:00 ~ 16:00 ・ (非常勤) 7:30 ~ 15:30 2F早番(常勤・非常勤) 7:00 ~ 16:00 ・ (非常勤) 7:30 ~ 15:30 日勤5名以上(非常勤含む) 1F日勤(常勤・非常勤) 8:00 ~ 17:00 ・ 10:00 ~ 19:00 1F日勤(非常勤) 8:00 ~ 16:00 2F日勤(常勤) 8:00 ~ 17:30 ・ 8:30 ~ 17:30 2F日勤(非常勤) 8:30 ~ 16:30 ・ 9:00 ~ 16:00 遅番5名以上(非常勤含む) 1F遅番(常勤) 13:00 ~ 22:00 2F遅番(常勤) 11:30 ~ 20:30 ・ (非常勤) 12:00 ~ 20:00 2F遅番(常勤) 13:00 ~ 22:00 夜勤3名以上(非常勤含む) 1F夜勤(常勤) 22:00 ~ 7:30 2F夜勤(常勤) 22:00 ~ 7:30

職 種	勤 務 体 制
生活相談員	日勤(常勤) 8:00 ~ 17:00 ・ 8:30 ~ 17:30
看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤3名以上(非常勤含む) 日勤(常勤) 8:00 ~ 17:00 ・ 8:30 ~ 17:30 日勤(非常勤) 8:00 ~ 16:00 ・ 8:30 ~ 16:30 ※ 夜間におけるオンコール体制で急変時に備えています。
機能訓練指導員	日勤(非常勤) 8:00 ~ 16:00 ・ 8:30 ~ 16:30
医師(嘱託医)	毎週 火曜日・金曜日 13:30 ~ 14:30
栄養士	早番(常勤) 7:00 ~ 16:00 日勤(常勤) 8:30 ~ 17:30 遅番(常勤) 9:15 ~ 18:15

※ 土曜日、日曜日、祝日は上記とは異なります。

※ 併設の特別養護老人ホーム あかいしの郷(定員50名)を含めた職員の勤務体制となっております。

6. サービスの内容

- (1) 短期入所生活 介護計画の立案 利用期間が4日以上の場合、ご契約者様の日常生活全般の状況を踏まえて、短期入所生活介護計画を作成します。
- (2) 食 事 当施設では、栄養士が立てる献立表により、栄養並びにご契約者様の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

朝 食 8:00 ~ 9:00
昼 食 12:00 ~ 13:00
夕 食 17:00 ~ 18:00
- (3) 介 護 ご契約者様の心身の状況に応じて、食事介助、入浴介助、排泄介助、口腔清潔介助、更衣介助、おむつ交換、体位変換などを行います。
- (4) 入 浴 ご契約者様の心身の状況に応じて入浴又は清拭を行います。
寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴できます。
- (5) 機能訓練 ご契約者様の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を行います。
- (6) 生活相談 生活相談員等が、日常生活に関すること等の相談に応じます。
- (7) 健康管理 看護職員が健康管理を行います。
- (8) 各種活動 年間を通して各種の行事やクラブ活動などを行います。(お楽しみ会、おやつ作り、カラオケ、ドライブ、ちぎり絵、誕生会など)
- (9) その他自立への支援 ① 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮し、フロアでの日常生活を促します。
② 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。
③ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるように援助します。

7. 利用料金

(1) 短期入所生活介護費・介護予防短期入所生活介護費

(単位/日)

区 分	併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)(多床室)	併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)(多床室)
要支援1	—	451単位
要支援2	—	561単位
要介護度1	603単位	—
要介護度2	672単位	—
要介護度3	745単位	—
要介護度4	815単位	—
要介護度5	884単位	—

(2) 短期入所生活介護費(長期利用(31日以上)の場合)

(単位/日)

区 分	長期利用(31日～60日)	長期利用(61日以降)
要介護度1	573単位	573単位
要介護度2	642単位	642単位
要介護度3	715単位	715単位
要介護度4	785単位	785単位
要介護度5	854単位	854単位

(3) 介護予防短期入所生活介護費(連続31日以上)

連続して30日を超えて同一事業所に入所している利用者の介護予防短期入所生活介護費については、下記のとおりとなります。

要支援1:介護福祉施設サービス費の要介護1の単位数(589単位)の100分の75に相当する単位数

要支援2:介護福祉施設サービス費の要介護1の単位数(589単位)の100分の93に相当する単位数

(4) 施設体制及びサービス内容等により加算される費用

(単位/日)

加算項目	体制等加算費	備 考
夜間職員配置加算(Ⅰ)	13単位	短期入所生活介護サービスをご利用の場合
送迎体制加算	184単位	片道につき
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位	全てのご契約者様
緊急短期入所受入加算	90単位	厚生労働大臣が定めた者が緊急利用した場合 7日を限度(場合により14日間)

※ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)は区分支給限度額の算定対象から除外される加算です。

(5) 介護職員等処遇改善加算

当施設は、厚生労働省が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善を実施しているため、介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)の費用が発生します。加算の算定額は、次の計算となります。

〈介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)の算定額〉

介護報酬総単位数(短期入所生活介護費の単位又は介護予防短期入所生活介護費の単位＋施設体制及びサービス内容等により加算される単位)の1,000分の140に相当する単位数

※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)は支給限度額の算定対象から除外される加算です。

(6) 地域区分と自己負担

川根本町は地域区分が『7級地』であるため、(1)～(3)の単位数に10.17円を乗じた金額の1割～3割(介護負担割合証に記載)が自己負担となります。

※ 一定以上の所得のある方は2割、特に所得の高い方は3割となります。

(2割負担となる対象者)

本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満で、次のいずれかに該当する人

- ・ 単身者で、年金収入とその他の合計所得金額が280万円以上
- ・ 2人以上の世帯で、年金収入とその他の合計所得金額が346万円以上

(3割負担となる対象者)

本人の合計所得金額が220万円以上で、次のいずれかに該当する人

- ・ 単身者で、年金収入とその他の合計所得金額が340万円以上
- ・ 2人以上の世帯で、年金収入とその他の合計所得金額が463万円以上

※ 第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)、市区町村民税非課税の方、生活保護受給者は、上記にかかわらず1割負担となります。

(7) ① 居住費・食費

(単位/日)

項 目		基準費用額	負担限度額第1段階	負担限度額第2段階	負担限度額第3段階①	負担限度額第3段階②
居住費	個室	1,231円	380円	480円	880円	880円
	多床室	915円	0円	430円	430円	430円
食 費	日額	1,445円	300円	600円	1,000円	1,300円
	(朝食)	(385円)				
	(昼食)	(555円)				
	(夕食)	(505円)				

※ 『介護保険負担限度額認定証』を提出していただいた方は、利用者負担限度額第1段階～第3段階の居住費、食費となります。

(8) (1)～(7)以外にかかる費用

項 目		金 額	備 考
① 特別な食事		実 費	ご契約者様のご希望により特別な食事を提供した時は、その際に要した費用の実費を負担いただきます。
② 日常生活品	箱ティッシュ(1箱)	80円/箱	
	ハブラシ	130円/本	
	歯磨き粉	160円/本	

項 目	金 額	備 考
③ 本人の希望で購入する物	実 費	ご契約者様のご希望により物品を購入した時は、その際に要した費用の実費を負担いただきます。
④ 教養娯楽費	実 費	ご契約者様のご希望によりレクリエーションや余暇活動に参加していただくことができますが、その際には材料費等の必要経費の実費をいただくことがあります。 (例) 外出活動時の入場料等
⑤ 通常の送迎実施地域を越えて行う送迎費用	実施地域を越えた地点から1kmごとに50円	通常の送迎実施地域は、川根本町、島田市の区域となります。

(9) その他の補足事項

- ① 低所得者の方で、一定の収入金額、貯蓄額、扶養条件を満たす場合は、介護サービス費用の軽減が受けられます。
- ② おむつ代、日常の衣類の洗濯は介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。

(10) 利用料金のお支払方法

料金、費用は、1ヶ月ごとに計算して請求しますので、以下のいずれかの方法でお支払ください。

- ア. 指定①の金融機関口座からの自動引き落とし(毎月15日引き落とし)
- イ. 指定②の金融機関口座からの自動引き落とし(毎月18日引き落とし)
- ウ. 金融機関からのお振込み
- エ. 窓口での現金払い

(指定①の金融機関) ・島田掛川信用金庫 川根支店

(指定②の金融機関) ・静岡銀行 ・清水銀行 ・静岡中央銀行 ・横浜銀行
 ・山梨中央銀行 ・ゆうちょ銀行 ・静岡県労働金庫
 ・静岡県内信用金庫 ・愛知県内信用金庫 ・三重県内信用金庫
 ・岐阜県内信用金庫 ・静岡県内農業協同組合
 ・静岡県内漁業協同組合

8. サービス利用の留意事項

当施設の利用に当っては、施設に入所されているご契約者様の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため下記の事項をお守りください。

- (1) 入所、退所時間は原則9時30分から16時にお願いします。(時間外利用希望の方はご相談ください。)

- (2) 面会は8時30分から17時30分の時間帯にお願いします。(インフルエンザ等の流行時には面会を制限する場合がありますのでご了承ください。)
- (3) 外出は必ず事前にお申し出ください。
- (4) 火気取扱いは禁止です。
- (5) 所持品、備品等は備え付けのタンスや床頭台をご利用ください。
- (6) 金銭、貴重品の管理は自己で管理することになります。紛失した場合には、施設として責任を負いかねますので、多額の現金や貴重品はお持ちにならないでください。
- (7) 営利行為、宗教の勧誘、特定政治活動は、施設内では禁止です。
- (8) ペットの持ち込みは禁止です。

9. 非常災害対策

当施設では、非常災害、その他緊急事態に備え必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、毎月ご契約者様及び従業者等の訓練を行います。

- (1) 通報、消火、避難誘導等を連携して行う『総合訓練』を年2回行う。
- (2) 通報、消火、避難誘導等の個々の訓練を毎月行う。※ 但し、総合訓練開催月を除く。

(防災設備)

スプリンクラー・消火用散水栓・消火器・避難階段・避難スロープ・自動火災報知器
誘導灯・防火扉・非常発電機・非常用備蓄食料等

10. 緊急時の対応

サービス提供時に、ご契約者様の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

11. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族様、市町村及び関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

12. 守秘義務に関する対策

施設及び従業者は、業務上知り得たご契約者様、又はそのご家族様の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者に誓約させてあります。

13. 身体拘束の禁止

原則として、ご契約者様の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。但し、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前にご契約者様及びそのご家族様への十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際のご契約者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

14. 虐待防止について

当施設では、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 澤 本 英 季
-------------	-------------

- (2) 苦情解決体制を整備しています。
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (4) 成年後見制度の利用を支援します。
- (5) 虐待等が発生した場合は、速やかに市町に報告します。

15. 苦情相談窓口

社会福祉法82条の規定により、当施設はご契約者様からの苦情に適切に対応するため、以下のような体制を整備しています。

- (1) 苦情解決担当

担 当	氏 名	役 職 等	電話番号	FAX番号
苦情解決責任者	澤本 英季	施設長	0547-57-1234	0547-57-1200
苦情受付担当者	加藤 真澄	相談課主任	0547-57-1234	0547-57-1200
第三者委員	中村 裕平	川根本町民生委員	0547-59-2585	—
第三者委員	榊原 一夫	川根本町民生委員	0547-59-2856	—

- (2) 苦情解決方法

① 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面等により苦情受付担当者が随時受け付けます。尚、第三者委員に直接苦情を申し出ることができます。

② 苦情受付の報告及び確認

苦情受付担当者は、受付した苦情はすべて苦情解決責任者と第三者委員に報告する。但し、苦情申出人が第三者委員への報告を明確に拒否する意思表示をした場合を除く。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を報告します。

③ 苦情解決に向けての話し合い

苦情解決責任者は苦情申出人との話し合いによる解決に努める。その際、苦情申出人又は苦情解決責任者は、必要に応じて第三者委員の助言を求めることができる。尚、第三者委員の立ち合いによる話し合いは、次のとおりです。

- ア. 第三者委員による苦情内容の確認
- イ. 第三者委員による解決案の調整、助言
- ウ. 話し合いの結果や改善事項等の書面での記録と確認

14. 虐待防止について

当施設では、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 澤 本 英 季
-------------	-------------

- (2) 苦情解決体制を整備しています。
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (4) 成年後見制度の利用を支援します。
- (5) 虐待等が発生した場合は、速やかに市町に報告します。

15. 苦情相談窓口

社会福祉法82条の規定により、当施設はご契約者様からの苦情に適切に対応するため、以下のような体制を整備しています。

- (1) 苦情解決担当

担 当	氏 名	役 職 等	電話番号	FAX番号
苦情解決責任者	澤本 英季	施設長	0547-57-1234	0547-57-1200
苦情受付担当者	加藤 真澄	相談課主任	0547-57-1234	0547-57-1200
第三者委員	中村 裕平	川根本町民生委員	0547-59-2585	—
第三者委員	榊原 一夫	川根本町民生委員	0547-59-2856	—

- (2) 苦情解決方法

① 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面等により苦情受付担当者が随時受け付けます。尚、第三者委員に直接苦情を申し出ることができます。

② 苦情受付の報告及び確認

苦情受付担当者は、受付した苦情はすべて苦情解決責任者と第三者委員に報告する。但し、苦情申出人が第三者委員への報告を明確に拒否する意思表示をした場合を除く。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を報告します。

③ 苦情解決に向けての話し合い

苦情解決責任者は苦情申出人との話し合いによる解決に努める。その際、苦情申出人又は苦情解決責任者は、必要に応じて第三者委員の助言を求めることができる。尚、第三者委員の立ち合いによる話し合いは、次のとおりです。

- ア. 第三者委員による苦情内容の確認
- イ. 第三者委員による解決案の調整、助言
- ウ. 話し合いの結果や改善事項等の書面での記録と確認

(3) 行政機関、その他の苦情受付機関の紹介

当施設で解決できない苦情は、下記の行政機関または苦情相談機関に申し立てることができます。

川根本町 高齢者福祉課	(電 話) 0547-56-2234
島田市 長寿介護課	(電 話) 0547-34-3294
静岡県国保連合会	(電 話) 054-253-5590
静岡県福祉サービス運営適正委員会	(電 話) 054-653-0840

16. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、ご契約者様の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

◇ 協力医療機関

(名 称) 島田市立総合医療センター

(住 所) 島田市野田1200番地の5

◇ 協力歯科医療機関

(名 称) 中川根 渡辺歯科医院

(住 所) 榛原郡川根本町徳山366番地の1

※ 緊急の場合には、契約時に記入いただいた緊急連絡先に連絡いたします。

17. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご契約者様に生じた損害については、速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務違反した場合も同様とします。但し、損害の発生について、ご契約者様に故意又は過失が認められた場合には、ご契約者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

18. 第三者評価実施状況

当施設は、第三者評価機関による評価を実施しておりません。

令和 年 月 日

短期入所生活介護サービス又は介護予防短期入所生活介護サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

(所在地) 静岡県榛原郡川根本町徳山1620番地の1

(事業所) あかいしの郷短期入所生活介護事業所

(説明者) 職 名 氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、短期入所生活介護サービス又は介護予防短期入所生活介護サービス提供の開始に同意しました。

(契約者) 住 所

氏 名 (印)

(代理人) 住所

氏 名 (印)

続柄 ()